

森林総合監理士等技術者活動支援事業（新規）

【20,752（－）千円】

事業のポイント

森林総合監理士等林業技術者の技術的水準の維持向上を推進します。

<背景／課題>

本年5月の森林法等の一部改正により、森林経営計画の認定要件に鳥獣害防止に関する事項を追加、木材安定供給確保特措法に基づく計画対象森林についての伐採材積の上限など森林経営計画の認定基準を緩和するなど、市町村においては、新たに高度な技術的知見や判断が必要となってきた。

このため、市町村森林整備計画の策定等市町村への指導・助言の役割を担うべき森林総合監理士等による支援を適切に進めるため、森林法等の改正に対応した地域活動を支援するとともに、森林総合監理士等技術者の技術的水準の維持向上を図るための支援を一体的かつ集中的に推進する。

政策目標

平成32年度末までに森林総合監理士2,000～3,000人を育成

<内容>

森林総合監理士等の継続教育を実施

森林総合監理士等が行う、森林法等の一部改正を踏まえた先進的な地域活動を支援するとともに、その成果を見える化し、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学学校等と連携した技術者の継続教育を実施します。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成29年度～平成32年度（4年間）